



10月1日、国勢調査を実施します

2005年 国勢調査にご協力ください!

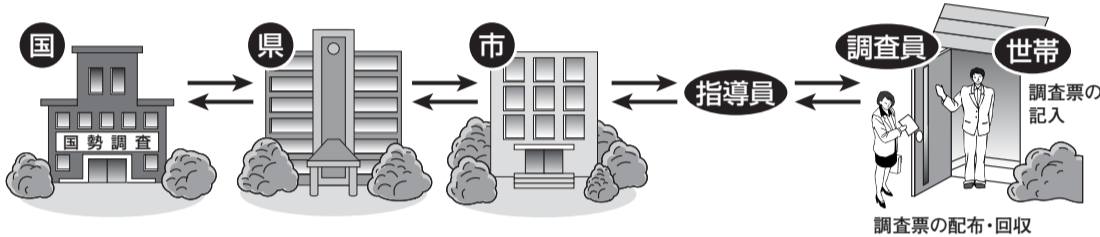
国勢調査って何?

国勢調査は、10月1日現在、日本に住んでいるすべての人を対象に、人口・世帯の実態を明らかにする最も基本的な統計調査で、大正9年から5年ごとに行われており、今回で18回目になります。今回の調査は、21世紀最初の国勢調査で、少子高齢化が進み、

人口構造の転換期を迎えつつあるわが国の人口・世帯の最新の実態を明らかにし、地方分権の時代における地域づくりのためにも不可欠なものであり、国民生活の向上に幅広く役立つ基礎的なデータを得るために実施するものです。

どんな方法で行うの?

調査は、次のような流れで行われます。



調査員証を携帯した国勢調査員が次の期間に、皆さんのお宅へお伺いして調査票を配布し、世帯ごとに調査票へ記入していただいた後、回収しますので、ご協力をお願いします。

調査票の配布	9月23日(金)～9月30日(金)
調査票の回収	10月1日(土)～10月10日(月)

調査員は調査員証を携帯しています

どんな内容を調べるの?

平成17年国勢調査は、次の事項について調査することとしています。

- 《世帯員一人ひとりについて》(12項目)
- ①氏名
 - ②男女の別
 - ③出生の年月
 - ④世帯主との続柄
 - ⑤配偶の関係
 - ⑥国籍
 - ⑦就業状態
 - ⑧就業時間

- ⑨所属の事業所の名称および事業の種類
 - ⑩仕事の種類
 - ⑪従業上の地位
 - ⑫従業地または通学地
- 《世帯について》(5項目)
- ①世帯の種類
 - ②世帯員の数
 - ③住居の種類
 - ④住宅の床面積
 - ⑤住宅の建て方

何のために調べるの?

- 1 各種法令に基づく利用
都道府県や市町村議会の議員定数の決定、地方交付税交付金の算定基準、都市計画区域の指定などは、法令によって国勢調査の人口を用いることになっています。
- 2 行政上の施策への利用
国や都道府県・市町村における都市計画などの各種の計画、経済政策、福祉施策、雇用対策、防災対策、生活環境の整備など各

- 種の行政の基礎資料として利用されています。
- 3 行政の基礎資料や教育への利用
将来人口の推計、出生率などの人口分析、地理学・社会学・経済学などの学術研究のほか、小中学校などの教育用資料として利用されています。
人口および世帯数の速報結果は、平成17年12月末までに公表されます。その他の集計結果は、平成18年以降、順次公表されます。

秘密は保護されるの?

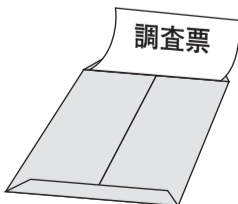
国勢調査は、「統計法」という法律に基づいて実施します。この法律では、正確な統計を作るために、申告の義務、また調査関係者には守秘義務があり調査内容の秘密は保護されるとともに、調査票の統計目的以外への使用禁止などが定められています。

調査票の内容は、調査対象者が特定できない方法で集計される以外には使用されず、集計中は国が厳重に調査票を保管します。また、集計が終わった後、調査票は溶解処理され、再生紙として利用されますので、調査における個人情報の保護は万全です。

封筒に入れて提出すれば安心!

～整理用封筒を全世界帯に配布～

平成17年国勢調査は、プライバシー意識の高まり、単身世帯や共働きで調査員がお会いしにくい世帯の増加など、従来の調査にもまして厳しい状況になっています。このため、プライバシー保護に万全を期すなど市民の皆さんに調査にご協力いただきやすい環境を整えています。今回の調査では、プライバシーに配慮して、調査票を入れて提出することができる整理用封筒を全世界帯に配布します。



調査票の提出に当たっては、調査票に記入漏れや記入誤りがないかを再度確認のうえ、整理用封筒に調査票を入れて調査員へ提出します。また、記入した調査票を封筒に入れ、添付のテープで封をして調査員へ提出することもできます。なお、整理用封筒に入れて封をして提出された調査票は、調査員が開封しないでそのまま市へ提出することになっていますので、安心してご記入ください。